

旭川医科大学文書処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学文書処理規程の一部を改正する規程

旭川医科大学文書処理規程（平成16年旭医大達第25号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行																
<p>(略)</p> <p>(文書取扱主任)</p> <p>第4条 各課に次に掲げる文書取扱主任を置き、当該課における文書取扱の事務を処理させる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>学務課 総務係長</u></p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和7年9月18日から施行し、令和7年8月1日から適用する。</u></p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="250 1233 1120 1398"> <thead> <tr> <th>文書記号</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>旭医大<u>財</u> <u>財務課</u>の所掌事務に係る文書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	文書記号	区分	(略)	(略)	旭医大 <u>財</u> <u>財務課</u> の所掌事務に係る文書		(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>(文書取扱主任)</p> <p>第4条 各課に次に掲げる文書取扱主任を置き、当該課における文書取扱の事務を処理させる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>学生支援課 学生総務係長</u></p> <p>(略)</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="1146 1233 2011 1398"> <thead> <tr> <th>文書記号</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>旭医大<u>会</u> <u>会計課</u>の所掌事務に係る文書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	文書記号	区分	(略)	(略)	旭医大 <u>会</u> <u>会計課</u> の所掌事務に係る文書		(略)	(略)
文書記号	区分																
(略)	(略)																
旭医大 <u>財</u> <u>財務課</u> の所掌事務に係る文書																	
(略)	(略)																
文書記号	区分																
(略)	(略)																
旭医大 <u>会</u> <u>会計課</u> の所掌事務に係る文書																	
(略)	(略)																

旭医大学 学務課 の所掌事務に係る文書	旭医大学 学生支援課 の所掌事務に係る文書
(略)	(略)
(略)	(略)
【改正理由】 令和7年8月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。	